HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	イヴァン四世の改革の性格（2）：1550年のＣｕдｅбｎｉｋ85条の解釈をめぐって
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Citation	スラヴ研究, 6, 1-26
Issue Date	1962
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4959
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113167.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

イヴァン四世の改革の性格（2）

——1550年のСудебник 85条の解釋をめぐって——

鳥　山　成　人

1. ＜妥協＞説とその批判者
2. И. И. Смирнов と Б. А. Романов の Судебник 研究と85条
3. И. И. Смирнов の85条解釈（以上前号）
4. Б. А. Романов の批判（以下本号）
5. 1551年5月11日の приговор 解釈の問題
6. И. И. Смирнов の反論
7. 結　語

Ⅳ[1]

1947年の論文＜Судебник 1550 г.＞における И. Смирнов の Судебник 研究，特に85条解釈に対して，＜妥協＞説の立場からもっとも精力的な批判を行なったのは，既述の如く，Б. Романов であるが，その際，Романов 自身の85条解釈の基本的観点は，まずその最初の批判論文＜Судебник Ивана Грозного (По поводу исследования И. И. Смирнова)＞(1949) で明らかにされ，次いでこれが，特に85条を問題にした＜К вопросу о земельной политике Избранной рада (стр. 85 Судебника 1550 г.)＞(1951)で補われ，[2] そしてそれがさらに手を加えられて，＜Судебники XV-XVI веков＞(1952) で彼の担当した1550年の Судебник の註釈の当該部分に移される，という形をとった．今この三つの文献で展開されている Романов の85条解釈——従って И. Смирнов 批判——の内容を Романов の説明の順序に従って要約するならば，次のようになる——

（1） 本誌前号にこの論文の前半を発表した後，筆者は А. А. Зимин, Реформы Ивана Грозного. Очерки социалино-экономической и политическй истории России середины XVI в., Москва, 1960 を手にした．前号の20頁，註（8）で筆者は既に，当時近刊予定のこの著書が，ソヴェト史学の現段階における＜妥協＞説の集大成として重要なものになるであろうことを，予測しておいたが，この予測は正しかった．本書は，И. И. Смирнов, Очерки политической истории русского государства 30-50-х годов XVI века, 1958 と時期的にはほぼ同じ16世紀30-50年代を取扱い，取上げている分野は副題の示すようにより広いが主要な問題点は重なっている．そしてその限りにおいて本書は，И.И. Смирнов の反＜妥協＞説に対する＜妥協＞説の側からの最も包括的な批判ということができる．従って本稿の既に発表した部分も本書をもとにして多くの点で補われる必要が生じたのであるが，技術的な困難からこれは別の機会に譲り，本稿の以下の部分では，そこで扱われる問題についてのみ，本書を併せ参考にすることにする．ただしこの場合，以下の叙述の中心をなす Судебник 85条の解釈の問題については，本書で Зимин は，1550年の Судебник 全体に関して既にくわしい研究が行われていることであるから詳論はさける，としているので（стр. 350），関説する機会は少いはずである．ただ，Зимин が Судебник の内容を検討するに当って最初にとりあげているのが当の85条であることは，この条項の重要性と問題性を示すものとしてやはり注目されてよいであろう．

（2） 部分的には修正された箇所もある．

「疑いもなく 85 条は，売却された вотчина をめぐる四種の当事者すなわち四種の利害関係者の間のたたかいを反映している．(1) вотчина の所有者 (§ 1 の <кто>), (2) その買手(§ 3 の <купец>), (3)その買戻し権所有者 (§ 4. 8. 9 の <вотчичи> = § 2の兄弟, 姉妹及び甥たち), (4) родичи の вотчина 買戻し権を利用するか，または貨幣によって вотчич の権利を買って横取りするかする第三者 (§ 8 の <сторонный человек>, § 7 の <чужие деньги> の所有者)．」(1)

このような観点からみると，§ 1 において立法者の関心は，一定の範囲の родичи の вотчина 買戻し権を否認すること自体にではなく，「そこでは名前をあげられてさえいない вотчина の買手の利益の保護」にあったことがわかる．この規定を вотчинники にとって「有難い」ものとみる С. В. Бахрушин や С. В. Юшков も，「不吉な」ものとみる И. Смирнов も，「この買手は誰であったか」という問には答えていない．彼等の説明は，彼等と反対にこの規定を古くからの慣行の法制化と考えた С. Б. Веселовский の説とともに，「вотчич = 売手の利害にも，вотчина の買手のそれにも，取引に関係しなかった甥たちのそれにも敬意を払っている 85 条のこの項の妥協的性格をつかまえていない．」この規定が新たな法的規制であるか否かはさして重要なことではない．(2)(3)

§ 1 の妥協的性格は，§ 2 によってさらに明白になる．§ 2 は明かに，証人として取引に関係することをしなかった родичи のため規定であり，そこでは，事実上買戻し権を行使する機会の少なかったと思われる <姉妹> までが，あげられているから．(4)

§ 3 については，問題の <продавцы> を И. Смирнов のように解する(5) のは誤っている．第一に，「родовая вотчина を売ることも，その売却に加わることもしなかったばかりでなく，反対に，取引に加わることをはっきり断わるか，乃至は契約当事者たちの不注意で取引に関係せしめられなかったかしたもの」を，Судебник の編集者が <売手> と呼ぶ理由は見出されない．第二に，И. Смирнов のように解するならば，§ 3 は «А учнут те вотчичи ту отчину *выкупати*, и им (<продавцом> の代り—Б. Р.) ту вотчину и т.д.» という言葉ではじまるべきなのだが，実際は，«А станет тот купец (自分のイニシアティヴで—Б. Р.) ту отчину *продавати*» という言葉ではじまっている．この規定は § 1, 2 の規定とは直接には関係がない．ここでいわれているのは，вотчина の買手 (купец)がそれを売りに出す場合，その вотчина の元所有者(продавец)と，この вотчина の買戻し権を失った直系卑族並びに証人は，もはや買戻し権によら

(1) К вопросу о земельной политике И. р., <Истор. записки>, т. 38, стр. 256; Судебники XV-XVI веков, стр. 301

(2) К вопросу о земельной политике И. р., стр. 256; Судебники XV-XVI веков, стр. 301-2.

(3) ただし，最初に書かれた<Судебник Ивана Грозного> (Истор. записки, т. 29), стр. 218-19 では，§ 1, 2は「既に確立していた手続きを法的に確認している」にすぎず，Судебник の「編集者はここで古い вотчинное право を真底から尊重している」，とされていて，専ら この立場から И. Смирнов の解釈が批判されていた．この立場は，前号28頁の註 (2) でも指摘した Веселовский の見方と通ずるものがあった．「Судебник において，родовые вотчины 買戻しの基本的諸規定が Судебник よりはるか以前に形成されていた古い慣習を基礎に作成されたことは，疑いない．」(Веселовский, Указ, соч., стр. 29)

(4) К вопросу о земельной политике И. р., стр. 256; Судебники XV-XVI веков, стр. 302

(5) 前号 29 頁の註 (6) を参照.

ない普通の購入方法でしかこれを手に入れることができず，その購入価格も当然随意の合意によるべきである，ということである．(1)

§３のこのような理解は，＜第三者＞への вотчина の抵当を扱っている§８と比較する時，さらに確実なものになる．(2) §８で＜第三者＞は，当該 вотчина に対してその本来の価格だけ（в толке 〔т. е. по той цене〕, чего та вотчина стоит）を支払うようよう勧められている．自由な取引でそれ以上を払った場合には，後になって買戻し権のある вотчич がそれを本来の価格で抵当にとる可能性があり，その際本来の価格を越える部分を＜第三者＞は失うことになるからである．И. Смирнов はこの§８にふれていないのであるが，(3) この抵当の場合には買戻し権のある вотчичи が＜第三者＞より有利に扱われている．ところが§３を И. Смирнов のように解すると，同じ85条のなかで買戻しの場合には вотчичи が＜第三者＞と平等に扱われて事実上後者が有利になっている，という矛盾が生れて来る．§３が「родовые вотчины の買手の利益をまもる立場から作られた」との И. Смирнов の主張(4)は正しいが，その意味は，買戻し権を保持する родичи が市場価格での買戻しを強制されているからではなくて，買戻し権を失った родичи が「**自由に**売りに出された вотчина の**自由な**買手の地位」に置かれているからである．(5)

これで，買戻し権の行使を困難していると И. Смирнов の考えた規定のうち第一のもの（§３）がそうした内容のものではないことがわかったが，同様のことは第二のもの（§７）についてもいえる．§７の内容は次のように理解さるべきである．ある вотчич が他人の金を以って вотчина を（その本来の価格＝譲渡価格で）買戻してから，これを金を貸してくれたものに（市場価格で）売るか抵当に入れるかし，この事実を вотчина を買戻されたもの（продавец）から訴えられる時，この вотчина は前の売手（＝§１の кто）にただで返される．ところで，§３の解釈で И. Смирнов が考えたように，買戻しが自由な価格でしか行なわれないとすると，他人の金を以ってする вотчина の買戻し，次いでこの金を貸してくれた者へのこの вотчина の転売という操作は経済的に意味がないことになる．買戻し価格が自由にきめられる以上，вотчина は最高の市場価格で買戻さるはずで，このようにして買戻した вотчина を вотчич が金を貸してくれたものに転売する際差額が生することはない——最高の市場価格以上には売れな

（１） Судебник Ивана Г., стр. 219-20; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 257; Судебники XV-XVI вв., стр. 302-3

（２） この箇所で Романов が述べていることを理解するためには，この時代ロシアでは，抵当に入れられた土地は債権者の手に渡されてその用益に委ねられる——この用益権は利子又は元本の一部とみなされた——のが普通で，このため土地を抵当に入れることと，買戻しを予想して土地を売ることとの区別がはっきりしていなかったという事情を知っておく必要がある．この問題については，С. Б. Веселовский, Указ. соч., стр. 56-73 がくわしい．なお J. Kulischer. Russische Wirtschaftsgeschichte, Bd. I, 1925, S.385-6 をも参照のこと．

（３） この指摘は，И. Смирнов が自説に不利な部分については沈黙している，との皮肉をこめたものである．

（４） И. Смирнов, Судебник 1550 г., стр. 322

（５） Судебник Ивана Г., стр. 220; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 257-58; Судебники XV-XVI вв., стр. 304. 最後の文献では Б. Романов は註のなかで，彼の§３解釈の正しさを示す具体的な вотчина 売買関係の史料をあげている．

い――からである．И. Смирнов の §3 解釈に無理のあることは，この事実を以ってもわかるが，§7 そのものも，И. Смирнов のように買戻し権の行使を困難にするものとみなすことはできない．(1)

§7 の解釈で一番問題になるのは，最後の＜前の売手＞(прежний продавец) の理解である．(2) И. Смирнов はこれを，вотчина を買戻された者 (продавец)＝最初の買手 (§3 の купец)――この者の利益を 85 条は擁護している，というのが И. Смирнов の考えである――とみなしているが，そうだとすると，次のような投機の行なわれる可能性が生ずる．вотчина の最初の買手 (§7 の продавец) があかじめ родичи-вотчичи (§7 の кто) としめしあわせて，後者に他人の金でこの вотчина を買戻さしめた上で，これを金を貸したものに売るか抵当に入れるかせしめ，これを訴えて，ただこの вотчина をとりもどし，金を貸したものを丸裸にする，という可能性である．(3)

＜前の売手＞を вотчина の最初の売手＝最初の所有者 (§1 の кто) と理解することの正しさは，1584 年 7 月 11 日付の一裁判記録(4) によってもある程度裏書きされる．この裁判は Тимофей Шиловский なるものが Андрей Шерефединов なるものに対して Шилово 村の вотчина の返済を求めたもので，裁判には Шерефединов の代理人 Родион Биркин の作った証書 (купчая) が提出されたが，Шиловский によると，これは彼から無理にとられ，甥でない第三者が証人となったものであった．この訴えに対して判決の内容は次のようなものであった．

„……в *Судебнике* написано : «кто *купит* вотчину чужими денегами и держит ее не за собою и та вотчина прежнему продавцу безденежно» ; и Родион Биркин которого году тое вотчину купил, того же году ее и заложил у Андрея у Шерефединова, и только бы тое вотчину Андрей Шерефединов не насильством взял и купчей не вымучил и купил бы ее Родион своими деньгами, для чего ему было тое вотчину у Андрея закладывати …… а на вотчину село Шилово да на деревню Выркове велели Тимофею Шиловскому …… дати правую грамоту“

「この場合，＜前の売手＞は вотчич，すなわち最初に вотчиna を売った人 (§1 の кто) であり」，Биркин は購入した вотчина をすぐ他人 (Шерефединов) に抵当に入れたことから，その金をこの他人のものとみなされたのである．「16 世紀の裁判官たちが 85 条を第三者のためではなく вотчич のために，広汎に，かつ問題に応じて利用しており，その際，85 条を文字通りではなく記憶によってではあるが，本質的には正しく引用していた」ことがわかる．(5)

---

(1) Судебник Ивана Г., стр. 220; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 258-59; Судебники XV-XVI вв., стр. 305-6

(2) この箇所で Романов は＜прежний продавец＞についての Владимирский-Буданов の論議を取上げているが省略する．(См. Судебник Ивана Г., стр. 220 ; Судебники XV-XVI вв., стр. 306)

(3) Судебник Ивана Г., стр. 220-21 ; Судебники XV-XVI вв., стр. 306

(4) Н. П. Лихачев, Сборник актов, собранных в архивах и библиотеках, СПб., 1895. стр. 245 и сл.

(5) К вопросу о земельной политике И. р., стр. 259 ; Судебники XV-XVI вв., стр. 307

§ 4, 5 で扱われている＜買地＞(купля) の買戻しの問題も，И. Смирнов とは違った側面から理解されなければならない．買戻し権の有効範囲からの＜買地＞の除外を以って買戻し権に対する第三の制限と主張する時，彼は，これ以前には＜買地＞も除外されていなかった，とでもいうのであろうか？ また第一の世代の＜買地＞が除外されていることは明らかであるとしても（§ 4），相続で次の世代に移った＜買地＞が買戻し権の有効範囲に入り，これが「全国家的規模での вотчина 的土地補充の**絶えざる源泉**」をなしたことも問題のないところである（§ 5）．Судебник がここで，＜買地＞を手にする新вотчинникиを念頭においていることは認めるが，それかといって旧 вотчинники も見捨てられてはおらず，また，「まともな旧 вотчинники の擁護」のための立法が行なわれていること（§ 8, 6）も明らかである．Судебник は「二重の方法で」(1)「新たな所有者への買地の確保」を考えていた，との И. Смирнов の説は § 2 と矛盾する．вотчина を買ったものにとってこれは＜買地＞になるが，売ったものの родичи（§ 2 にあげられているもの）はこれに対して 40 年間買戻し権をもつのである．(2)

最後に，この 40 年という買戻し権行使有効期間の規定（§ 4）も，вотчина 買戻し権に対する新たな制限と考えることはできない．Владимирский-Буданов の指摘したように，この有効期間の決定に当っては，「恐らくや，人間の一世代の通常の永さということも考慮された．」(3)とにかくこの有効期間は，この Судебник の編集者が考え出したものではなく，イヴァン 3 世の裁判官が 40 年を以って，またヴァシーリー 3 世の裁判官が 20 年を以って時効期間としていた先例がある．(4) княжата と бояре-вотчинники 階級全体にとっては，「この期間がかりに 100 年にのばされても彼らの歴史上の地位は少しも強化されなかったであろう．」他方，時効期間の法定は，＜買地＞が相続の結果 вотчина に転化した際に生ずる買戻し権の競合——この土地の旧所有者の родичи と現所有者（購入者の相続人）の родичи との間の——をさけるために絶対に必要であったと考えられ，ここでは所有権の移転後 40 年経つと買戻し権も移転することになっているのである．そしてこの場合，時効期間が短いほど買戻し権の移転は早かったはずであるが，偶然に知られている二つの前例（40 年と 20 年）のうちこの法典では 40 年がとられ，それだけ新 вотчинники は永く待たされることになっている．(5)

V

Б. Романов は以上のように И. Смирнов の 85 条解釈を条文の文言に則して逐一反駁した後，このいわば消極的な批判に続いて，85 条における立法者の具体的な狙い（＜社

（1） 前号，29頁を参照。
（2） Судебник Ивана Г., стр. 221 ; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 260; Судебники XV-XVI вв., стр. 308
（3） М. Ф. Владимирский-Буданов, Христоматия по истории Русского права, вып. 2, изд. 4-е, Киев, 1901, стр. 171
（4） См. Акты юридические или собрание форм старинного делопроизводства, изданные Археографической комиссией, СПб., № 8, стр. 14-17; № 16, стр. 29
（5） Судебник Ивана Г., стр. 221; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 260-1; Судебники XV-XVI вв., стр. 308-9

会的・政治的志向>）の解明という，より積極的な作業にとりかかる．そしてその場合彼が問題にするのは，条文中の各当事者＝利害関係者の社会的性格，特に<第三者>のそれである．彼はいう——

85条の解釈が困難なのは，一つには，そこで使われている<продавец>,<купец>,<сторонный человек>,<вотчич>といった用語の内容が極めて抽象的で，具体的な社会規定をほとんど欠いていることによる．ただ§9では，вотчич の相手の<第三者>がやはり土地所有者で вотчинник あったことがわかる．その他でわかることは，85条全体から，「金にこまっていなかった」<第三者>が родовая вотчина を狙っていたこと，またやはり§9から，вотчич が，恐らく経営資金を得たり，借金を返すために，広い土地を狭いそれと交換することのあったこと，である．そして「この場合立法者は，вотчинник と第三者の利益をひとしく保護している．」<поместье 的土地所有>へ転化させるための<新たな土地ストック>の形成(1)という思想は，85条の編集者にはみとめられない．род の範囲から離れた後の вотчина の運命には85条は無関心で，「いかにこの買戻し権によって**この範囲に** ***вотчина*** **をひきとめておく**か，がこの条項の筆者の関心のすべてである．」彼は，確かに，40年の時効期間のすぎた вотчина については вотчина の買戻し権を否認し，買手の下でのその вотчина 化を認めているが，この期間内に買戻された вотчина については，それが<他の同族>(чужой род) の手に移らないように，そして処分の必要ある時は，証人にならなかった<自分の同族>(свой род) に渡るように，配慮している（§6）．この場合85条は，вотчина を手離すことを認めた弱い вотчичи（§1の）ではなく，署名を拒んで買戻し権を維持した вотчичи（§2の）の側についている．вотчина 的所有地の「売買を通ずる他人の手への移行による分散」(2)のために，85条な何故この「好期（買戻した вотчина を手離なそうとする вотчич の希望）」を利用していないのか．この<他人の手>(чужие руки) が Судебник の編集者にとっていとうべきものであったということ以外には考えられない．(3)

四種の関係者のうち，85条が全く容赦していないのは，他人の買戻し権を自分の利益のために利用しようとするこの<第三者>だけである．残りの関係者に対しては，85条は時にはあるもの，時には他のものを擁護して，自らの「社会的・政治的志向を周到にかくしている．」「この志向をあばくために，1550年の Судебник にもっとも近い立法——教会の財産関係の若干の問題に関する1551年5月11日の соборный приговор——をとりあげる．」(4)

この史料(5)には「最切から**相対立する二つの陣営**——聖界の вотчинники と世俗のそれ

（1） И. Смирнов, Судебник 1550 г., стр. 319

（2） Там же, стр. 318

（3） Судебник Ивана Г., стр. 222; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 261-262; Судебники XV-XVI вв., стр. 309-311

（4） К вопросу о земельной политике И. р., стр. 262; Судебники XV-XVIвв., стр. 311

（5） <Стоглав>の一部として，また，1550年の Судебник の追加条項の一つとしていくつかの写本で後世に伝えられたこの史料は，内容的に重要なもので，В. И. Лебедев などの編集した Хрестоматия по истории СССР, т. I (изд. 3-е, 1949) のうち <Стоглав> からの抜萃の箇所にも，その最初の部分が収められているが（同書の стр. 318），なお多分にテキスト・クリティークの余地が残

――が現われている．前者は，**ツァーリに知らせずには**（без докладу и ведома）<何人からも>вотчина を買うことを禁ぜられ，後者（княья и дети боярские и всякие люди）は，売ることを禁ぜられている．」そしてこの禁をおかした時には，вотчина は無償で君主にとられることになっている．ところで，この売買の場合に対して，供養を目的とする修道院への寄進の場合には，「この вотчины は決して何人も修道院から買戻してはならない．」(……и тех вотчин у монастырей никому ж никак не выкупати) とされているが，これは，買戻しに関する Судебник 85条の規定が聖界については適用されない，という意味ではない．このことはこの приговор の以下の部分から明らかである．

„А которые люди（誰でも：княжата も，дети боярские も，всякие люди も—Б. Р.) вотчины свои посяместа давали, да и вперед которые учнут вотчины свои давати в монастыри, а напишет кто в духовных и в данных и во всяких крепостях: кому будет до их вотчины роду их（欠損部分：„дело", すなわち право, —Б. Р.) и род их（すなわち85条の родичи-вотчичи-Б. Р.) скуп（すなわち выкуп ――Б. Р.) дадут столько, сколько в духовной или в иных которых крепостях написано дати скупу,――и те вотчины вотчичем выкупати（85条に従って—Б. Р.) по духовным и по данным крепостям по старине, потем же указом, как было при в. кн. Иване……и при в. кн. Василии……"(1)

「1551年の приговор のこの部分で修道院は，85条が身近かには規定しなかった<第三者>の役で登場している．」(2)

しかもこの<第三者>は，俗人の вотчины ばかりでなく，поместья と черные земли にも強い関心を示していた．

„……а которые царевы в. кн. поместные и черные земли задолжали у детей боярских и у крестьян и насилством поотоймали владыки и монастыри, или которые земли писцы, норовая, владыкам же и монастырем подавали, а называют владыки и монастыри те земли своими, а иные починки поставляли на государе-

---

されているようである（См. И. Смирнов, Очерки истории политической истории русского государства 30-50х годах XVI века, стр. 441, прим.). Романов は—И. Смирнов も同様—Акты, собранные в библиотеках и архивах Российской империи Археографической экспедицией Академии наук, т. I, СПб., 1836, № 227 によってこの史料を引用しているが，筆者は Памятники русского права, вып. 4,（1956）に収められている<Сводный Судебник>（17世紀初めの法律集成の試み）を利用し（この Судебник の13章，119-125条—стр. 523-4—及び21章，123. 124条—стр. 537—として問題の приговор は収められている），同時に，E. Duchesne, Le Stoglav, ou les cent chapitres, Paris, 1920, pp. 261-65 の仏訳を参照した．

（1） E. Duchesne, op. cit., p. 262 ではこれに相当する部分が次のようになっている．«Si des *votchinas* ont été données antérieurement aux monastères, si on leur en donne à l'avenir, par testament, par une *dannaia gramota*, par un acte quelconque, en stipulant qu'un parent du donateur aura le droit de les racheter du prix fixé par les actes de donation, ces biens seront rachetés par le parent du donateur, dans les conditions fixées par les actes, selon l'ancien usage, selon l'oukaze antérieur qui était en vigueur sous Ivan Vasilievitch, Grand Prince de toute la Russie.»

（2） Судебник Ивана Г., стр. 222-3; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 263; СудебникиXV-XVI вв., стр. 312

вых земдях——и того сыскати, чьи земли были исстари（すなわち Василий 3 世の死まで—Б. Р.), за тем те земли и учинити."(1)

かくして，85 条で問題になった право родового выкупа вотчин は，この приговор では，「修道院の姿をした＜第三者＞に対抗するために**すべての**世俗的社会**グループ**と**規模**の вотчинники が**共通に**使用すべき武器」である．(2)

ところで，85条が問題にしていた抵当については，この приговор は，それが поместья と черные земли の＜奪取＞(отымание) の手段になっていることを知りながら，これを禁止していない．それにこの приговор では，поместья と черные земли について何らの原則的な規定も行なわれていない．「(помещики ではなくて) **世俗的な** *вотчинники* **全体**が，はるかにより多く，この時点においてツァーリ・イヴァンの政府の配慮の対象をなしていたことは明らかである．」「修道院の僧侶たち（лукавые мнихи）が，味のよい地方を待伏せていて，教会の影響力を以って＜信心家たち＞（боголюбцы）—вотчинники（特に信心深い女の вотчинники, 例えば，85 条の筆者が忘れなかった §2 の＜姉妹＞）を欺すのに，いかに才智があり，またねばり強かったか，を軽視してはならない．」のである．(3)

1551 年 5 月 11 日の приговор はさらに，「全国的意義をもたなかったヴァシーリー・イヴァノヴィチのある уложение——やはり вотчины に関するもの——を含んでおり，これが Судебник の編集者の вотчина 概念に親しかった伝統について観念を与えてくれる．」

„А что из старины, по уложенью в. кн. Василья Ивановича всея Русии, во Тфери, в Микулине, в Торжку, в Оболенску, на Белозере, на Рязани, мимо（すなわち помимо,—Б. р.) тех городов людей, иных городов людем вотчин не продавали и по душам в монастыри без докладу не давали; а Суздальские князи да Ярославские да Стародубские князи, без великого князя ведома, вотчин своих мимо вотчич не продавали никому ж и в монастыри по душам не давали. А ныне（すなわち 1533—50年—Б. Р.) деи и в тех городех князи и дети боярские в монастыри вотчины свои продавали и по душам давали: и вперед во Тфери и в Микулине, на Белеозере и на Рязани и в Оболенску, иногородцом вотчин и купель（купели が 85 条で вотчины の後に現われた所以—Б. Р.) не продавати, и Суздальским и Ярославским и Стародубским князем вотчин нико-

(1) «Si des terres Tsariennes, détenues à titre de *pomêstia*, ou soumises au *tiaglo noir*, ont été hypothéquées par des *enfants des boïars* et par des paysans, et si des évêques, des monastères, les ont enlevées par force à leurs détenteurs; ou si des terres ont été inscrites par des scribes, désireux de leur complaire, au nom des évêques ou des monastères,— qui les revendiquent dès lors comme leurs propriétés (certains ont même créé des villages sur des terres Tsariennes); on recherchera à qui ces terres appartenaient antrefois, et l'enquête décidera à qui elles doivent être attribuées.» (Duchesne, op. cit., pp. 262-3)

(2) Судебник Ивана Г., стр. 223; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 263-4; Судебники XV-XVI вв., стр. 312-3

(3) Судебник Ивана Г., стр. 223; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 264; Судебники XV-XVI вв., стр. 313

му, без царева в. кн. ведома, продавати и по душе не дати. А кто вотчину свою без царева в. кн. ведома, через сесь государев указ, кому продаст, и у купца денги пропали, а вотчич вотчин лишены（従って、вотчины は＜無償で＞государь のものになる—Б. Р.). А кто без государева ведома в тех городех…… да Ярославских и Суздальских и Стародубских князей в которой монастырь кто даст по души без государева докдаду—и та вотчина у монастырей безденежно на государя имати. А которые вотчины свои в монастыри по душам до сего государева приговора давали без государева докладу—и те вотчины имати на государя, да за них по мере（85 条の „чево та вотчина стоит"—Б. Р.) денги платити, да те вотчины отдавати в поместиа. А кто, без государева ведома, в которой монастырь вотчину свою даст по душе, и та вотчина у монастырей безденежно имати на государя. А которые вотчины свои в монастыри по душам до сего государева приговору давали—и тем вотчинам вперед за монастыри и быти, потому что те вотчины даваны в монастыри до сего государева приговору"(1)

「このように、ヴァシーリー・イヴァノヴィチ大公の時代に、若干の地方で**すべての**、そして**一切の** *вотчичи* がその вотчины の買手の選択を制限され，他の諸地方で княжата が自分の同族の範囲外へ вотчины を売る権利を奪われた．しかし実際には両者とも修

(1) Duchesne, op. cit., pp. 263-65 では，これに相当する部分が次のようになっている（後半の二つのセンテンスは本文（露文）と順序が逆になっているが，ここでは本文の順序にあわせてかかげる）.
«Autrefois, en vertu d'un oukaze du Grand Prince Vasilii Ivanovitch, à Tver, à Mikoulin, à Torjok, à Obolensk, à Bêlozersk, à Riazan, il était interdit de vendre, sans l'assentiment des habitants de ces villes, des *votchinas* aux habitants des autres villes, et d'en donner aux monastères, pour la commémoration des âmes, sans un rapport adressé au Tsar. Les princes de Souzdal, de Iaroslavl, de Starodoub, sans que le Tsar et Grand Prince en eût été informé, ne vendaient à personne des *votchinas*, sans l'aveu de leurs détenteurs, et n'en donnaient jamais aux monastères pour la commémoration des âmes. Or, actuellement, dans ces villes, les princes, les boïars, les *enfants des boïars*, vendent leurs *votchinas* aux monastères et leur en donnent pour la commémoration de leurs âmes.
Désormais à Tver, à Mikoulin, à Bêlozersk, à Riazan, à Oboiensk, il sera interdit de vendre aux habitants des autres villes des *votchinas* ou des biens achetés; les princes de Souzdal, de Iaroslavl, de Starodoub, ne vendront à personne ni ne donneront pour la commémoration de leurs âmes, des *votchinas*, sans que le Tsar et Grand Prince en soit informé. Si cet oukaze Tariesn n'était pas respecté, l'acheteur perdrait son argent et le vendeur sa propriété.
Si quelqu'un, sans que le Tsar en soit informé — dans les velles ……; si les princes de Souzdal, de Iaroslavl, de Starodoub, donnent une *votcina* à un monastère, pour la commémoration de l'âme, sans que le Tsar en soit informé, ce bien sera enlevé au monastère et confisqué au profit du souverain, sans aucune compensation pécuniaire. Les *votchinas* données aux monastères pour la commémoration des âmes, antérieurement à cet arrêté, sans qu'un rapport eût été adressé au Souverain, seront attribuées au Tsar. Cette attribution donnera lieu à une indemmité représentative de la valeur du bien, et ces *votchinas* seront concédés à titre de *pomêstiia*.
Si quelqu'un, sans que le souverain en soit informé, donne à un monastère, pour la commémoration de son âme, une *votchina*, celle-ci sera enlevée au monastère et confisquée au profit du Tsar, sans aucune compensation pécuniaire. Les *votchinas* données aux monastères pour la commémoration des âmes, antérieurement à cet arrêté, leur seront maintenues, parce qu'elles ont été données avant cet arrêté.»

道院以外には買手を見出し得なかった．今やツァーリ・イヴァンの下で，新たに，これらの地方での вотчина 的所有地の移動がすべて中央政府の厳びしい統制下におかれ，この点で *купли* は（85条による将来の вотчина として）*вотчины* と同じ扱いを受ける．供養のための寄進が売却と行動をともにする．この新たな君主の <указ> に対する（今後の）一切の違犯への制裁は，これらの土地を修道院から無償で**君主のために**，すなわち *поместье* **のフオンドとして**取ることである．この приговор 以前に引渡されていて例外とされている土地も，修道院から国家によって買戻されて，やはり поместье として分与された．」(1)

かくして，1551 年 5 月 11 日の приговор は，「85 条に——淡色で暗号めいた——反映をみいだしたツァーリの政府の土地政策の基本的志向に関するかなりはっきりした資料」を含んでいるが，そこには「**今のところ** <княжата と бояре に反対する> 傾向は存在していなかった．」「1551 年の приговор においてツァーリの政府の注意を満していた将来にわたっての土地政策の分野での基本的問題」は，<дети боярские> や <всякие люди> までも含めて一切の俗人の вотчина に対する大主教や修道院，特に後者の無制約な圧迫をおさえることであった．「Судебнчк の 85 条は，この圧迫に対する俗人たちの抵抗力を法的に整備し，それを動員することを，ある程度目的としていた．」(2)

Б. Д. Греков は，1551 年の приговор の時点で「軍隊に поместье を与えるための土地フォンドの不足」からの「もっとも現実的な出口は二つ，すなわち，土地を**教会からとるか**，*бояре* **からとるか**であった」といっている(3)が，「Судебник も 1551 年 5 月 11 日の приговор もこの二者択一をなお公然とは提示していない．приговор からわかることは，問題の時点にツァーリの政府は，弱者の側に，<狡猾な修道僧> ではなくて，Курбский の同類と Пересветов のそれをひっくるめたものを考え，立法に当ってできるだけ後者の利益のために行動し，<祖父> や <父> の慣習の枠内で妥協をはかったことである．」опричнина の時期になってはじめて，85条が Курбский たちに不利に解釈されるようになるのであって，「1550—51年には，*поместье* のフォンドの形成は，вотчинники- <信心家たち> の供養のための**自発的な**寄進の形で修道院の手に渡った土地及び今後渡るであろう土地の没収の方法でしかなお考えられていない．」(4)(5)

---

(1) Судебник Ивана Г., стр. 223-24; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 264-65; Судебники XV-XVI вв., стр. 314-15

(2) Судебник Ивана Г., стр. 224; К вопросу о земельной политике И. р., стр. 265; Судебники XV-XVI вв., стр. 315.

(3) Б. Д. Греков, Крестьяне на Руси, 1946, стр. 615

(4) К вопросу о земельной политике И. р., стр. 266; Судебники XV-XVI вв., стр. 315-6

(5) この箇所の註で Романов は「(1550年の <Тысячная книга> で与えられている表によれば，бояре-княжата と окольничие を始めとする) 領主階級の精華への (モスクヴァ近傍での) поместья 賜与のために，なんらかの俗人乃至聖界 вотчины の没収が行なわれたという徴候は全くない．」といっているが，これについてはこの問題に関する А. А. Зимин の研究 (К истории военных реформы 50-х годов XVI в. 〔<Истор. записки,> № 55, 1956〕; Реформы Ивана Грозного, 1960, стр. 366 и сл.; Тысячная книга 1550 г. и дворцовая тетрадь 50-х годов XVI в., 1950) と，これに対する И. Смирнов の批判 (Очерки политической истории русского государства 30-50 х годов XVI в., стр. 407-22 〔17章. Испомещение "Тысячи"〕)，それから С. Б. Веселовский, Указ. соч., стр. 314 и сл. などが参照されるべきであろう．

1550—51年の土地政策の方向はこの後もしばらくの間変らない. 1557年8月5日の приговор[1] がこれを示している. この приговор は, вотчина を買戻そうとする際にその土地の森林に対する補償まで要求されることがあったのに対して, これを認めないことをきめている. „за лес за всякой царь и великий князь цену велел оставити." また, 修道院が遺言状で вотчины を不当に高く評価させることによって事実上その買戻しを不可能にしようとしたことから起った, родичи の側からの土地再評価の要求に対しても, この приговор は вотчичи の側に立っている. „которые вотчичи бьют челом о том, докуды духовная не запечатана и не совершена: и тем вотчичем на вотчины давати мерщиков, и выкупити вотчины по мере, чего та вотчина стоит." ここでは Судебник 85条 § 8 で抵当地の買戻しについてとられていた原則が, 寄進地の買戻しの場合にそのまま適用されている.「родовые вотчины の買戻しの問題で, 1557年にツァーリ・イヴァンの政府は1550—51年の立場を依然固守している.」[2]

「このような事情は, <служилые люди> の債務の利子の廃止と元本の五年年賦返済に関する1557年12月25日のツァーリの приговор の効力を<抵当に入った вотчины>に拡大した1558年1月11日のツァーリの приговор[3] から判断できるように, 翌1558年にも変らなかった.」しかし1562年1月15日の приговор[4]になると事情は変って来る. この приговор は,「あらゆる機会に вотчины を<君主の側に>, しかもできるだけ**ただで**, とろうと身構えて, 他ならぬ *вотчина* **相続権**と処分権を侵した. ……しかしこれはすでに опричнина の前夜であった.」[5][6]

以上によって Судебник 85条の分析の結論は次のようになる.

「85条が родовые вотчины の買戻し権を бояре 的特権とみなしていて, この特権の制限を含んでいた」とは考えられない. 85条は「何人の買戻し権をも**制限しておらず**, 反対にこれを法律の保護の下に置いている.」それは, 売買契約に証人として関係して「自らを<売手>の地位においた」родичи からこの権利をうばっているにすぎず, これに売手の直系卑族が加えられているのは, 明らかに「父権の完全性の原則」によっ

（1） <Сводный Судебник> では, この приговор は, 1551年5月11日の приговор に続いて13章126条としておさめられている（Памятники русското права, вып. 4, стр. 524-5). ただここではこの приговор が1557年8月5日でなくて15日になっている.

（2） К вопросу о земельной политике И. р., стр. 266-67 ; Судебники XV-XVI вв., стр. 316-17

（3） 1557年12月25日の приговор は <Сводный Судебник> の1章128—38条（Памятники русского права, вып. 4, стр. 487-8), 1558年1月11日の приговор は同じく13章139—40条(Там же, стр. 525-6) に収められている. なお Памятники…, вып. 4 における <Сводный Судебник> の註解者 А. А. Зимин は, 1557年8月5（15）日の приговор については,「世俗領主による修道院からの土地買戻しにより大きな可能性を与えた」(Там же, стр. 557) として, Романов の評価に近いが, 1558年1月11日の приговор に対する次のような彼の評価は, Романов の評価とはやや違っている,「全体として1558年1月11日の приговор は, 広汎な дворянство 層のうちの土地抵当者の利益にこたえた. 彼等に対して, 債務完済前にも抵当地を領有する権利を保証したから.」(Там же) なお А. А. Зимин, Реформы Ивана Грозного, стр. 469-70 を参照.

（4） これは<Сводный Судебник> の14章163条の前半(Памятники русского права, вып. 4, стр. 529-31) をなしている.

（5） К вопросу о земельной политике И. р., стр. 267 : Судебники XV-XVI вв.,стр. 317-8

（6） この1562年1月15日の приговор にイヴァン4世の土地政策史の上での画期性を認める点で, А.А. Зимин, Реформы Ивана Грозного. стр. 476-77 はほぼ Романов と一致している.

たものである（§ 1）. そしてその代りに85条は「自らを<売手>の地位に置かなかった両性の全 родичи に買戻し権を**確定している**」（§ 2）.「<売手>が自らすてたこの権利を利用しようとする場合を予想して，85条はこれを阻止している」（§ 3）. 85条が制限している点といえば，買戻された вотчина が<他のрод>の手に渡らないように，その販売権を制限していることである（§ 6）. また，阻止している点といえば，вотчич が買戻し権を第三者に売ること，すなわち「<他人の金>による買戻しを通じて ***вотчина* が他人の手に渡ること**」であり，この場合85条は買戻された вотчина をこれを最初に売った род へ<他人の手>からただで返している（§ 7）. 85条は вотчина を抵当にとる優先権を вотчичи に認めている（§ 8）. 最後に85条は，相続された買地に買戻し権を認めている（§ 5）. 85条の<他人の金>は，1551年5月11日の приговор に照してみると，修道院の資本である. 1557—58年にも政府は「俗人の вотчинники の利益を擁護している.」「85条は дети боярские や <всякие люди> ばかりでなく，княжата や бояре をも考慮しており，」「その妥協的性格は明瞭と考えられる.」(1)

VI

以上のような Б. Романов の批判に対して И. Смирнов は反批判のための特別の論文は書いていない. しかし彼の著書 <Очерки политической истории русского государства 30–50х годов XVI века> (1958) の第三部（<50年代の諸改革>），<第15章. 1550年の Судебник> と <第19章. 土地に関する立法 (земельное законодательство)> が，部分的ながら，それぞれ Романов の批判の前半と後半に応える形になっている. 既述の如く前者は Романов の批判の対象になった <Судебник 1550 г.> に一部手を加えたものであり，後者は，Романов が85条の <社会的・政治的志向> の究明の有力な手がかりとした1551年5月11日の приговор を重点的に論じている.

以下まず前者の85条を扱った部分からみていくと，Романов の批判に対する Смирнов の態度は，彼自身の次の言葉に要約されている.「85条の内容の一つの具体的な問題（вотчина の買戻し価格）については Романов の修正を受入れるが，85条の政治的志向の（反 бояре 的で родовой выкуп の権利に敵対的という）評価，並びに родовой выкуп の権利に対する（вотчинники-боярство の勢力が立脚した基礎の一つであるという）見解の点では，私は自分の立場を保持する.」(2)

すなわち，И. Смирнов が Романов の批判を承認していのは，§ 3 に関してだけである. これについて彼は次のようにいっている. ——

§ 3については，すでに К. А. Неволин が次のような正しい理解を示していた.「売手について Судебник では，彼は買戻し権をもたず，売りに出された財産を買手との随意の合意によって改めて買いとることができるだけである，と率直に指摘されている.」(3) 私はしかし初め，この Неволин と Владимирский-Буданов と Рождественский の三

(1) К вопросу о земельной политике И. р., стр. 268-9
(2) Очерки политчческой истории русского государства 30-50х годов XVI в., 357, прим. 76
(3) К. А. Неволин, Полн. собр. соч., т. V, 1958, стр. 76

人の意見[1]のうち，「С. В. Рождественский の意見に組し，彼に続いてこの点を，買戻される вотчины の価格の問題における当事者間の随意な合意の原則を定めた規定と説明した．Б. А. Романов は私に反対して，85条のこの点のこのような理解の誤りを証明し，ここで問題になっているのは родовой выкуп 権に基ずく買戻しではないこと，他方この権利に基づく買戻しは，私や Рождественский が考えたように随意な価格ではなくて，最初の売却価格で（<в колке, чего та вотчина стоит>）行なわれること，を明らかにした．そして Романов の指摘した[2]ニェレディンスキー家の вотчины 売却と買戻しに関する文書（1528—61）は，「вотчины の <買戻し価格> の問題において私のとった立場の誤りを最終的に私に確信せしめた．」[3]

この §3の解釈に関する自己批判を除くと，И. Смирнов は Романов の批判に対して自説を一歩も譲っていない．しかし，Романов に対する反批判の形で新たに本文に手が加えられているのは，§3と並んで Романов の批判のもう一つの焦点となった §7の解釈に関する部分だけである[4]．И. Смирнов は次のような論法で Романов の §7解釈を退け，自説を再確認している．——

§7の <前の売手> を私が，「非合法に——<他人の金で>——вотчиныを買戻されたもの」と考え，これに対応して §7を，「родовой выкуп の権利の行使を困難にして родовые вотчины の買手の権利を擁護する措置」とみなしたのに対して，Романов は <前の売手> を вотчина の最初の所有者と考え，これに対応して，§7は「вотчина をその最初の売手たる初めの所有者へただで返す」ことを規定している，とした．

Романов は <前の売手> についての自己の解釈を先ず論理的方法で基礎ずけようとし，<前の売手> を私のように理解すると，вотчичи を利用するある種の土地投機の生ずる可能性がある，と主張した．しかしこの場合 Романов が理論的にその可能性を予想している問題の土地投機の方法というのは，あまりにも複雑で，「16世紀の諸条件の下では全く不可能であった」と考えられる．[5]

第二に Романов は，彼の解釈を裏書きするものとして，1584年の一裁判記録を引用しているが，「Романов はこの資料の分析において二つの点を考慮していない．その第一は，裁判記録における Судебник 85条からの引用が不正確なことである．」Судебник では，„А кто выкупит вотчину чужими деньгами" とあるのが，裁判記録では，„А кто купит вотчину чужими деньгами" となっている．ここに示されているのは，「問題の事件の状況に応じた16世紀の裁判官たちによるこの法律の解釈」である．ところ

（1） 前号，20-30頁の註（6）を参照

（2） Судебники XV-XVI вв., стр. 304-5, прим. 2

（3） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 359-60

（4） 註の形では，§4，5の <買地> についての Романов の理解も，部分的ながら，反批判の対象になっている．即ち，И. Смирнов は，Романов が，相続された買地は買戻し権の適用範囲に入ることによって「全国家的規模での вотчина 的土地補充の絶えざる源泉」（Судебники XV-XVI вв., стр. 307）になった，と主張した点をとらえて，次のようにいっている．「このような問題のたて方では，以前の вотчина 的所領がその買手の手に確保されるのを助成する，というこの箇条の政治的意味が正に含まれている，この箇条の内容の歴史的具体性は消えてしまう．」（И. Смирнов, Указ. соч., стр. 361, пр-им. 87）

（5） Там же, стр. 361-2

で，この事件は「родовой выкуп の権利とは何ら関係がなかった（Шиловский の вотчина を＜無理にとった＞Биркин は前者の родич ではなくて，Шерефединов の婿であった）．この点も Романов の注意の外に置かれていた．」さてこの事件では関係者は売手，買手，貸主の三人であるが，85条の§7では，вотчина の所有者，これを買った人，これを買戻した вотчич，及び買戻しのための金を вотчич に貸した人の四人である．この場合，後者にあっては売手は二人であるが，前者では一人であるから，没収した вотчина を誰に返すべきかの問題は起りようがなかった．従ってこの裁判の例は，85条が＜前の売手＞として誰を考えていたか，という問題に直接の解答を与えてはくれない．しかしながら，裁判官たちが Судебник を引用していることは重要である．「1584年の裁判で非合法な вотчина **買戻し**に関する規定が，非合法な вотчина **購入**に関する事件の判定に利用されている，という事情は，1584年の裁判官たちが購入に関連した行為を，買戻しに関連した類似の行為と同一視していた，と考える根拠を与える．ところでこの場合，両方のグループの事件を規制する共通の基準は次のような形をとるであろう――他人の金の非合法な利用と関連する土地に関する契約においては，契約は無効とされ，契約の対象となった土地は非合法に土地をとられたものに返えされ，契約の履行のために金を貸したその金の持主は非合法に手に入れた土地を失う――．」「裁判所が Шиловский に彼の вотчина を返したのと同様に，85条の方式では，вотчина はこれを＜他人の金＞の持主に売った者へ返されることは明らかである．」(1)

Романов に対するこのような反批判の後に，И. Смирнов は85条全体の簡単な性格規定を行なっている(2)が，これは＜Судебник 1550 г.＞の85条解釈の部分のすでに引用した結論(3)と一言一句同じである．

次に，＜第19章．土地に関する立法＞を，問題の1551年5月11日の приговор を中心に，取り上げる．彼はいう――

1551年5月11日の приговор は第一に，修道院がツァーリへの＜報告なしに＞вотчича を購入することを禁止し，第二に，＜報告＞の義務を＜供養＞のための修道院への土地寄進にも拡張した．「приговор の第三の規定は，一連の地方の вотчинники のため，第一に князья のために特別の制限を定めた．最後に，приговор の特別な部分が，修道院に与えられた вотчины の родичи による＜買戻し＞の手続きを規定した．」しかしながら，この「приговор の基本的な政治的要点はこれらのなかには含まれていない．」приговор は修道院の将来の規制と同時に，その「過去の検査を志向した諸点」をも含んでおり，そしてそこにみられるのは，「土地政策の分野における50年代のすべての措置に間違いなく現われる基本的な政治的モティーフ」，すなわち「бояре 支配の時期の土地政策の結果を дворянство の利益のために解消すること」である．従ってこの приговор の「政治的核心」は次の三つの箇条である．(4)

1. „…… (略) ……(5)

(1) Там же, стр. 362-3
(2) Там же, стр. 363
(3) 前号，30頁
(4) И. Смирнов, Указ. соч., стр. 441-2
(5) Романов の論述に従って既に前節で引用した（7-8頁）ので省略する．

2. „А которыя села, и волости, и рыбныя ловли, и всякия угодия, и оброчныя деревни после великого князя Василиа бояре подавали архиепископом, и епископом, и монастырем : и того сыскав учинити так, как было при великом князе Василье."(1)

3. „А которые будет монастыри, или к которым церквам и нищим, в ругах и в милостынях придача ново, после велиокго ж князя Василия : и те руги и милостыни новопридачныя сыскав отставити; а учинити по старине, по тому же, как где давали руги и милостыни наперед сего, при великом князе Иване и при великом князе Василье Ивановиче всея Русии."(2)

最初に目につくのは，ヴァシーリー３世時代の秩序，すなわち＜旧＞(старина) の復活と，その後の時期に属する＜新＞(новшество) の清算という原則の貫徹なる事実である．この原則は二つの方法で実現されるものとされている．第一は「修道院へ＜бояре の与えた＞土地を修道院から没収して，＜ヴァシーリー大公の下でそうであったような＞状態を復すること」である．приговор のこの箇所は，「бояре 支配時代政権の座にあった княжата-бояре グループの土地政策――修道院への大量の土地分与の政策――をもっともはっきりと特徴づけている」という点でも重要である．第二は，бояре 支配時代の「土地問題における修道院の膨脹の清算のためのたたかい」である．この膨脹は，「１）貸金の代りに поместья や черные земли を手に入れる，２）＜дети боярские や農民から＞強制的に土地を奪う，３）書記を買収して所領を拡張する，４）＜君主の土地の上に＞修道院の新墾地をつくる」．などの方法で行なわれたが，приговор は，бояре 支配時代に行なわれたこうした「修道院の膨脹の結果の完全な清算」を固く決意している．すなわち，приговор の修道院領に関する部分は，「修道院領の今後の成長を政府の統制下におく」と同時に，「княжата-бояре 的反動の支配期に修道院の得た全成果を無にする」ことを目的としている．「1551 年５月 11 日の приговор に誰の利益が表現されているかは，その反 бояре 的傾向からしても，また，５月 11 日の приговор のきめている多くの措置のなかで中心的な位置を占めているのが，ヴァシーリー３世死後の時期に дети боярские から奪われた土地の彼等への返却に関する箇所であることからも，明らかである．」(3)

1551 年５月 11 日の приговор は，修道院領と並んで князья 的土地所有をも問題に

(1) Duchesen, op. cit., p. 263 でこれに相当する部分は次のようになっている。«Si des canton, des *volosts*, des pêcheries, et d'autres domaines, des villages soumis à *l'obrok*, ont été donnés par les boïars, après la mort du Grand Prince Vasilii, à des archevêques, à des évêques, à des monastères, après enquête, on rétablira les choses en l'état où elles étaient du vivant du Grand Prince Vasilii.»

(2) Duchesne, op. cit., p. 263 のこれに相当する部分は次の通りである。«Si des monastères, des églises, des pauvres, ont reçu, depuis le mort du Grand Prince Vasilii, de nouveaux dons, en *rouga* et en aumônes, ces nouveaux dons seront supprimés après enquête : on fera revivre les dispositions antérieures, sur ce point, du règne du Grand Prince Ivan et du Grand Prince de toute la Russie Vasilii Ivanovitch.»

(3) И. Смирнов, Указ. соч., стр. 442-3

している．(1)これについて приговор は，Тверь 以下の町々の вотчинники と Суздаль 以下の князья に вотчины の自由処分を禁じている．その際前者には вотчина の売却が，他の町のものに対する場合にだけ禁止されているのに対して，Суздаль 以下の князья にとっては「禁止は絶対的な性格をもっていた」(„никому……не продавати и по душе не дати“)．同時に приговор は法令違犯の場合の制裁（没収）を定め，さらに「このような вотчины で，所有者が<この君主の притовор 以前に>＜供養のために＞修道院へ与えたものを，поместья として分与すること」を指示して，法の遡及的適用をすら考慮している．вотчины の自由処分に対するこのような制限は，приговор の述べているところによれば，イヴァン３世やヴァシーリー３世の時代にすでに実施されていたもので，ただこうした「князья の вотчины の動産化に反対する政策」がその後行なわれなくなっていたのである．「かくして，княжата の вотчины と тверь やその他の町の вотчины の問題でも，修道院領の問題におけると同様，1551年５月11日のприговор はヴァシーリー３世後に侵された<旧>を復活した」ことになる．(2)

1551年５月11日の приговор における вотчины 処分権の制限は全国的なものではなく，特定の公家及び特定の地域に限られているが，これは偶然ではない．С. В. Рождественский は，Ярославль, Стародуб, Суздаль の公家が「フセヴォロト(3)を共通の祖とする東北ロシアの諸公家のうち特に成員の多い公家」であったことを述べている．(4) приговор は，かって独立していた諸公家のうちもっとも有力なものに打撃を加えたのである．また приговор にあげられている Тверь 以下の町はすべて，もっともおそく15世紀後半と16世紀初めにモスクヴァに併された地方に位置しており，これらの地方の вотчинники に対する統制を確立したのは，彼等の中央への従属を強化するためであった．このことは Кирилло-Белозерский 修道院に2000ルーブルに相当するвотчины の購入を認めた1556年２月３日の грамота で，同僧院の土地購入の対象から除外された土地のなかに，князья の вотчины と並んで，比較的新しくモスクヴァに併されたНовгород, Псков, Тверь, Смоленск が含まれていることからも明らかである．(5)

「かくして，княжата の вотчины に関する立法は大公の（ツァーリーの）中央集権国家建設政策と直接に結びついている．…そしてこの点で特に意味深いのは，приговор が，<君主への報告なしに>修道院え与へられた князья の вотчины の没収の原則を定めるに当り，これらの土地を поместья として分与することを指示していることである．」こうした理由で私は，この приговор には<княжата と бояреに反対する>傾向は存在せず，そこに見られるのは修道院を敵とする<すべての種類と規模の вотчинники の単一戦線>である，とする Романов に賛成できない．(6)

（１） И. Смирнов はここで приговор の関係部分を引用しているが，これは 8－9 頁にかかげたもののなかに含まれているので省略する．
（２） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 443-4
（３） ウラジーミル・スズダリ公園の大公（在位1176-1212）．子供が多かったので<大なる巣>(Большой гнездо) とよばれた．
（４） Рождественский, Служилое землевлаление в Московском государстве XVI в., СПб., 1897, стр. 121
（５） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 444-5
（６） Там же, стр. 445

以上が，1551年5月11日の приговор についての И. Смирнов の理解であるが，これは，Судебник 85条に対する彼の解釈からすでにある程度予想されたところである．と同時に，この後 опричнина にいたるまでのイヴァン4世の土地関係諸立法に対する彼の評価をも，当然，Б. Романов とは違ったものにしている．これを詳述することは本稿の主題から離れすぎるのでさけるが，一つの例として，Б. Романов が＜すべての種類と規模の вотчинники の単一戦線＞なる1550—51年段階の政策の特徴の1557—8年段階における継続を示す資料の一つとしてあげていた1558年1月11日の приговор(1)に対する И. Смирнов の解釈をとりあげる．この приговор は土地を抵当にした債務者を救うことを目的とした立法であるが，И. Смирнов は，この土地の抵当の問題についてはすでに1551年5月11日の приговор が служилые люди—помещики の利益を擁護する立場をとっており，その後の立法も一貫してこの приговор の立場を継承・発展させている，と考える(2)．そして，このことを1558年1月11日の приговор について彼が主張するのは，次のような論法によってである．——

1558年1月11日の приговор では，例えば „которые люди……закладывали вотчины свои" のように，＜люди＞という一般的な術語が使われていて，この＜люди＞の＜社会的帰属＞が明らかでないが，この приговор が事実上1557年12月25日の приговор の＜追加編＞であることは問題のないところであるから，この＜люди＞は1557年12月25日の приговор が取上げている＜служилые люди＞をさすものと解される．そしてこのように＜люди＞を正しく理解するならば，「1558年1月11日の法で問題にされている＜закладные вотчины＞も，бояре や княжата の вотчины ではなくて，служилые люди の вотчина 的小所領である」ことがわかる．実際にも，Веселовский の研究(3)が示すように，50代には служилые люди の構成のなかに多数の小вотчинники が含まれており，下級の служилые люди にとって вотчина 的所領は поместье 的所領を補充する役割りを果していた．(4)

1550—51年段階以降の土地立法に対するこのような理解の当然の結果として，И. Смирнов にとっては，Б. Романов がイヴァン4世の土地政策史上の劃期の表現とみた опричнина 前夜の1562年1月15日の приговор も，「1551年の приговор の線を継続して」その「諸規定を発展させ」，「より広範囲の公家（княжеские роды）をとらえ」，「より強い圧迫を княжата の вотчины 処分権に加えた」ものにすぎないことになる．(5)

Ⅶ

以上，できるだけ И. Смирнов と Б. Романов の意見の対立点を浮彫りにしつつ，両者の85条解釈とこれに関連する諸立法の理解をあとずけてみた．法律の条文に即し

（1） 11頁を参照．
（2） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 447
（3） С. Б. Веселовский, Село и деревня в северо-восточной Руси XIV-XVI вв., Л., 1936, стр.58
（4） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 448-50
（5） Там же, стр. 445-7

て両者の解釈をこまかく比較検討することは現在の筆者の能力には余ることなので，ここでは，先ず両者の85条解釈に対して極く大まかに筆者の意見を述べ，それに続いて，この論争の背景になっている50年代のイヴァン4世の政府の土地政策，ひいては改革一般の性格の理解について多少の考えを述べることにする．

И. Смирнов に対する批判において Романов が最も力を注いだ §3と§7の解釈のうち，前者については，Романов の批判が十分納得できるものである上に，後に И. Смирнов 自身この批判を認めているので，問題はない．ただこれについては，Романов の§3解釈が，85条を право родового выкупа に対する制限とみなす И. Смирнов からその論拠の一つを奪うものではあっても，論理必然的に И. Смирнов 説全体をくつがえすものではないことが注意さるべきである．もう一つの§7については，И. Смирнов の反批判が受入れられなければならないように思われる．§7の＜前の売手＞を§1の＜кто＞を解することは，Романов 自身指摘しているように(1)，かって Владимирский-Буданов が自らこの解釈をとりながら問題が残るとしていた点である．それに，Романов が自説を補強するために引用した一裁判記録は，彼の解釈を支えるどころか，かえって И. Смирнов 説に有利なものであった．А. Г. Поляк も，その85条解釈(2)において，全体としては И. Смирнов より「Б. А. Романов の方が正しい」としながら，この§7については——それと明示しないながら——И. Смирнов 説をとっている．ただしこの場合にも——というよりは，この場合には§3とは逆に——この箇条についての Романов の解釈が否定されても，これが必ずしも，Романов 説全体の否定を結果しないことは，Романовが＜妥協＞説をとっていることからも当然である．

§4，5の＜買地＞(купля) については，И. Смирнов と Романов の理解は，対立する面よりも相補う面をより多くもっていると考える．＜買地＞についての85条の規定から直ちに，これが вотчина の売手とその買手（＜買地＞の所有者）のいずれのためのものか，あるいは，いずれにより多く有利なものか，をいうことはできない（＜買地＞の所有者として，И. Смирнов のように дворяне を考えるにせよ，Романов のように修道院を考えるにせよ）．ただ確実にいえることは，これが，この時代に激しくなった土地の移動に伴った土地をめぐる紛争に対処する方策の一つという側面をもっていたことである．同様のことは，恐らく，§4の買戻し権有効時期の規定についてもいえる．この点で，この規定が＜買地＞に対する買戻し権の競合をさけるために必要とされた，との Романов の指摘は貴重である．しかしこの規定は，立法者が何らの先例なしに考えついたもの，すなわち買戻し権に対する全く新な制限（И. Смирнов）ではなかった．Романов のあげている先例の他にも，Веселовский のあげている先例(3)も指摘することができる(4)．ただ，先例にもとずきながらも，これを一律に法定したことは，

（1） Судебники XV-XVI вв., стр. 306
（2） Памятники русского права, вып. 4, стр. 328-32
（3） С. Б. Веселовский, Феодальное землевладение в северо-восточной Руси, т. I, стр. 31-2
（4） これは，25年以上経っているために買戻しの権利を否認された例で，この例からみても，Судебник の40年という規定は вотчинники に有利なものであったことになる．しかし他方では，Судебник の出た後ではあるが，買戻しの権利が40年を越えて認められた場合もあり（Памятники русского права,вып. 4, 331），40年が慣行に比して永かったか短かかったかはなお断定しがたい．

不動産に関する権利の明確化という行政的意味を少くともももったであろうと考えられるのである．§1，2についても，それが вотчина の＜買手＞のための規定であったか，＜売手＞の родичи のためのそれであったかを問題にする前にこのような実務的な側面が考えられなければならない．またこれが，Веселовский の述べているように，やはり古い慣習を基礎にして作られたものであること(1)が確認されなければならない．この点で，§1，2の内容を新規の規定としている И. Смирнов は問題外としても，Романов がこの規定の古さ，新しさはさして問題でないとしているのは了解しがたい．

Романов は85条の＜社会的・政治的志向＞の究明において，この時代に盛んに行なわれて Стоглав などでも大きく取扱われている聖界，特に修道院の土地集積に着目したが，これは И. Смирнов の85条解釈にはほとんど欠けていた重要な観点であつた．Стоглав や教会改革一般についての考察の不十分なことが，50年代の改革に関する И. Смирнов の研究の大きな欠陥となしていることは，多くの研究者が指摘しているところであり(2)，この欠陥が85条の解釈，ひいては，この時期の土地政策一般の理解における И. Смирнов の大きな弱点をなしている，と考えられる．50年代にモスクヴァの政府の土地政策を導いた最も根本的な関心は，軍役の義務を伴う土地を確保し，強化することであり，これが，поместья の造成・вотчины への軍役賦課などとして現われる一方，軍役義務をまぬがれる聖界所領に対する攻勢の形をとらざるを得なかったことが忘れられてはならないのである．

しかしながら，Романов のように85条やその後の土地関係立法をほとんど専ら聖界，特に修道院の土地集積に対する立法者の敵意から説明することにも問題がある．例えば買戻しはもともと聖界所領の非譲渡の原則に反するものであり(3)，またこの時代最も土地経営に熱心で土地に対する投資も多かった修道院にとっては特に望ましくないものであったから，この買戻し権の有効期間が法定されたことは，たとえそれが40年という永いものであっても，修道院にとって必ずしも歓迎できないものではなかった，と考えられる．また，1551年5月11日の приговор は，供養を目的として修道院へ寄進された「вотчины は決して何人も修道院から買戻してはならない」としたが，これは――このことが買戻し権の適用からの聖界所領の全面的除外を意味しなかったことは Романов のいう如くであるとしても――明かに修道院への重大な原則的譲歩である．

次に，Романов は，「いかにこの買戻し権によってこの（род の――鳥山）範囲に вотчина をひきとめておくか，がこの条項（85条――鳥山）の筆者の関心のすべてであった(4)」といっており，そしてこれは§6その他の箇条をみる限り一応正しい理解のよ

（1） 直系卑族の買戻しは，その вотчина を売却した祖先の意志に対する許すべからざる不敬行為とみなされた．また，родичи が証人になる点は，土地譲渡への родичи の許諾権という род-племя 的慣行の遺制であった（Веселовский, Указ. соч., стр. 28-9）．

（2） И. Смирнов の＜Очерики политическй истории русского государства 30-50 годов XVI в.＞に対する А. А. Зимин,（Реформы Ивана Грозного, стр. 51）, В. И. Буганов（＜История СССР＞. 1960, № 4, стр. 175）, N. Andreyev.（＜The Slavonic andEast European Review＞, Vol. 38, № 91, p. 570）の書評を参照．

（3） См. С. Б. Веселовский, Указ. соч., стр. 33

（4） Судебники XV-XVI в., стр. 310

うにも思われるが，他面では，例えば§5の<買地>に関する規定には，すでに指摘したように И. Смирнов の強調しているような面，すなわち<買地>の所有者にとって有利な側面も確かに存在したのであって，Романов の主張は行きすぎの感をまぬかれない．これは1551年の притовор の поместье に関する部分の説明にも関連することである．Романов は，この приговор にみられる поместье 的土地所有のための<土地ストック>形成への立法者の志向をできるだけ低く評価しようとしているが，この приговор の主たる志向は別の面にあったとしても，こうした志向が二次的にせよそこに含まれていたことは否定し難いように思われる．こうした点でとくに注目されるのは，А. Г. Поляк や А. А. Зимин が，基本的には Романов の85条解釈に従いながら，同時にこの85条に<дворяне 的志向>をも認めようとして，Романов と微妙な相違をみせ(1)，結果的には<すべての種類と規模の вотчинники の単一戦線>という Романов の考えから離れている点である．

Романов の問題点としては，この他，1553年のいわゆる<暴動 (матеж)>の後イヴァンの政革にある程度の変化の生じたこと(2)を，Романов がほとんど無視しているかに思われることもあげることができるが，この点に深く立入ることはさけ，次に Романов よりさらに問題の多い И. Смирнов の説明をとりあげる．

Судебник 85条を始めとする50年代の土地関係諸立法の理解において，И. Смирнов は，イヴァン4世の幼少期の1547年までの бояре 支配時代の土地政策の結果を清算することこそが立法者の基本的な狙いであった，としたが，この観点はこの時代の政府の土地政策の正しい理解の上に非常に貴重なものである．この観点がすぐれたものであることは，例えば次のことからも明かである．先にもふれた1562年1月15日の приговор は，вотчины の没収について，この法律から15年および20年以前に売られた вотчины に対しては無条件の没収を規定しながら，10年以内に売られたものには貨幣による補償の可能性を考えている．法の遡及のこの<反比例>については，Владимирский-Буданов も С. В. Рождественский も納得のいく説明ができなかったのであるが，И. Смирнов は20年，15年，10年前がそれぞれ1542年，47年，52年であることに着目し，これは，立法者が бояре 支配時代とその後新しい土地立法が行なわれるまでの土地取引を無条件に非合法と断定し，それ以後のものと区別して考えていたことを物語る，との説明を与えた(3)．

И. Смирнов について問題にすべきは，先ず第一に，彼がこのすぐれた観点の適用に——「бояре 支配の時代の土地政策の結果を *дворянство* **の利益のために**解消すること(4)」という言葉の示すように——狭い枠をはめてしまっていることである．Судебник 85条に即していえば，この条項が，彼のいうように，вотчины の買戻し権を制限するものであるとしても，この場合彼はさらに，дворяне こそが вотчины の<買手>，少くとも最も有力な<買手>であったことを証明しなければならないのであるが，これに

(1) Памятники русского права, вып. 4, стр. 331; Зимин, Указ. соч., стр. 351
(2) これについては，А. А. Зимин, Указ. соч., стр. 270 и сл., 特に стр. 470-1 を参照.
(3) И. Смирнов, Указ. соч., стр. 446
(4) Там же, стр. 442.（強調は筆者のもの）

ついての論証が彼の研究には欠けているのである．この点を例えば В. Б. Кобрин 次のように批評している．「вотчины の売手と買手が異なった社会グループに属していた，と主張する根拠をわれわれはもっていない．…一般に領主を помещики と вотчинники という相対立する二つのグループに分けることは疑問である．実際には二つの土地所有形態はするどく区別されることなく，多くの служилые люди は同時に вотчинники で помещики であった(1)．……所領の性格ばかりでなく，その規模も考えなければならない．……вотчины は売られた後も поместья に転化することなく，依然として вотчины であった．」(2)

И.Смирнов が дворяне-помещики を以て вотчины の有力な＜買手＞と考える(3)背後には，この時代の дворяне-помещики の бояре-вотчинники に対する経済的先進性――貨幣・商品経済の発達その他の新しい歴史的条件に対するより多くの適合性――というソヴェト史学にほぼ共通の前提(4)があるように考えられる．＜妥協＞説と同様この前提もまた，私見によれば，16世紀前半を＜農業革命＞の時期と考えた M. H. Покровский 以来のものであるが(5)，管見の範囲内では，この前提はなお実証的には基礎づけられていないように思われる．(6)

第二に問題になるのは，бояре 支配時代を全面的に反動期とする Смирнов の理解の仕方との関連である．彼の бояре 支配期の研究を詳述することはここではできないが(7)彼はこの時代に関する最初の研究で，бояре 支配期を，「分領時代の封建的分散状態の復活を志向する，モスクヴァ国家の中央集権化された権力機関の破壊(8)」の時期と理解し，それ以来基本的にはこの立場を守り続けている(9)．彼が50年代の土地関係諸立法

（1） И. Смирнов も，別の関連ではこのことを認めていたが（17頁参照），これは彼自身の論法の矛盾を示すものである．

（2） <Вопросы истории>, 1960, № 1, стр. 157

（3） А. А. Зимин も修道院と並んで＜進取的な помещики＞を вотчины の有力な＜買手＞と考えている（Зимин, Указ. соч., стр. 351）．

（4） См. П. И. Лященко, История народного хозяйства СССР, т. I, 1952,стр. 247-9; Очерки истории СССР. Конец XV-начало XVII вв., 1957, стр. 113; Очерки истории СССР. Период феодализма, конец XV в-начало XVII в., 1955, стр. 39 и сл.; Б. Д. Греков, Крестьяне на Руси, т. II, 1954, стр. 54 и сл.; А. А. Зимин, Указ. соч., стр. 82; 飯田貫一，ロシヤ経済史，90-91ページ

（5） Cf. M. N. Pokrovsky, History of Russia from the Earliest Times to the Rise of Commercial Capitalism, N. Y., 1931, pp. 118-9

（6） 検討に価するのは，вотчины の分割相続による細分に боярство の没落の原因を求めた点はともかくも，モスクワ・ロシアの経済の原始性を前提として，俗人の大 бояре の土地経営が自然資源の原始的収奪を主としたのに対して，中小地主の方は狭義の農業を中心にしたという，ソヴェト史学界では非正統的な Веселовский の見解である（С. Б. Веселовский, Указ. соч., стр. 50-52, 163-4）

（7） И. Смирнов は3—40年代の政治史の研究でも学界に大きな貢献をなしており，その成果（これは，И. Смирнов, Указ. соч. の第一部に収められている）は，むしろ50年代の研究より高く評価されている．

（8） И. И. Смирнов, Классовая борьба в Московском государстве в первой половине XVI в.（<Проблемы истории докапиталистических обществ>, 1936）, стр. 76（Зимин, Указ. соч., стр. 49 所引）

（9） 「30-40年代の бояре 支配の歴史的意義は，中央集権国家の権力及び行政機関の破壊と封建的分散期の習慣の復活によってルーシ中央集権国家の建設過程を阻止しようとの княжата と бояре の封

のなかに，何よりも бояре 支配時代の土地政策の結果の清算なる目的を読取ろうとするのも，一つには，бояре 支配期に対するこのような認識にもとずくものと考えられる．しかしながらこの時期を単純に＜政治的反動の時代＞(1)とすることには次のようにかなりの問題がある．

誤解を恐れずに，敢て大膽な特徴ずけを行なうならば，И. Смирнов は3—40年代の政治の反動性（бояре 的性格）を強調して，これとの対比で40年代末からの改革期の政治の дворяне 的性格を主張しようとしているのであるが，この両時期の間にかって考えられたような明確な一線を引くことはむずかしい，というのが最近の学界の共通の認識であるように筆者には思われる．本稿でこの点に深く立入ることは勿論できないが，例えば，бояре 勢力の最も重要な経済的・政治的基盤の一つであって，50年代の改革の一環として廃止された扶持制度（кормление)の如きも，Веселовский の研究(1)によれば，すでに бояре 支配時代に事実上解体しつつあった．また＜городовые приказчики＞と＜губные старосты＞を中心とする16世紀前半の地方行政に関するH. E. Носов の貴重な研究(3)は，扶持制度の解体とも関連する地方行政の改革が，бояре 支配時代にすでにいちじるしく進展していて，дворяне の政治的進出へ途をひらいていたことを明かにしている(4)．この時代の土地政策についてみても，最近の C. M. Каштанов の研究(5)などによって，これが бояре や修道院に対する一面的な譲歩とのみはいいきれない複雑な性格のものであったことが明かにされつつある(6)．勿論，それにもかかわらず，бояре 支配時代修道院や княжата, бояре による土地集積がはなはだしいものであったことは，すでにみた50年代の土地関係諸立法も語っているところであり，この点でこの契機を重視する И. Смирнов の観点はそれ自体としては依然として正しいのであるが，Смирнов はこの契機に不当に大きな比重をもたせているように思われるのである．

建反動の企図に存した.」(И. Смирнов, Очерки политической истории русского государства 30–50 годов XVI века, стр. 3)

（1） Там же, стр. 26

（2） С. Б. Веселовский, Указ. соч., Часть первая, Глава 13. Кормления и поместья (стр. 263 и сл.)

（3） Н. Е. Носов, Очерки по истории местного управления русского государства первой половины XVI века, 1957. この Носов の業績に対して与えられている高い評価については，差当り＜The Slavonic and East European Review＞, Vol. 37, No. 89 (June 1959) にのった H. W. Dewey の書評 (pp. 529–32) と С. М. Каштанов, К проблеме местного управления в России первой половины XVI в. (＜История СССР＞, 1959, № 6, стр. 134–148) を参照. А. А. Зимин もその近著で，Носов のこの研究を，「事実上，16世紀の地方行政の最初の専門的研究である」とし (Зимин, Указ. соч., стр. 43)，その研究成果をほとんど全面的に利用している．

（4） こうした事実から，В. Б. Кобрин の如きは，＜妥協＞説の立場から，бояре 支配時代の改革に既に，「50年代の政府の活動に特徴的であるとわれわれの考える，支配階級の二つのグループの間の妥協が小規模に実現されていた.」とまでいっている．(＜Вопросы истории＞, 1960, № 1, стр. 153)

（5） С. М. Каштанов, феодальный иммунитет в годы боярского правления 1538–1548 годов (＜Истор. записки＞, т.66, 1960, стр. 239–68)

（6） бояре 支配期と改革期の間に明確な一線を引くことの困難は，逆に改革期の研究の面からも，この改革がかって考えられていたよりは不徹底なものであることを明かにすること—これはもともと＜妥協＞説の考え方の前提にあったものであるが—によって主張される形になっている．この点で特に重要なのは，上にあげた А. А. Зимин の諸論文とそれらの集約としての彼の新著である．

以上で筆者は И. Смирнов の研究のごく一部を検討したにすぎないが，この限られた範囲内からでも，「彼（И. Смирнов――鳥山）の構想は一見論理的で整然としているが，史料の事実によって検討すると疑問と反駁をまねく」性質のものである，との В. И. Буганов の批評を承認せざるを得ない．論理性にかかずろう彼の歴史構想のこうした特色は彼の著書の第2部と第3部全体を通じて，イヴァン4世の改革のイデオロギーと実践の主体的一貫性が強調されている――というよりもむしろ，前提されている――事実にもみられる．この点で，V. Leontovitsch の著書(2)が，根本的にはソヴェト史学に批判的でありながら，イヴァンのイデオロギーの一貫性，改革の計画性を印象ずけている点で，И. Смирнов の構想と相通ずる面をもっていることは興味深い．戦時中に書かれた啓蒙書<Иван Грозный>(1944) における И. Смирнов のイヴァン4世英雄視も，彼の場合には，後にこの問題で彼とともに批判された同名の啓蒙書（1942）の著者 С. В. Бахрушин の場合よりも，著者自身の歴史観とより深いかかわりをもっていたように筆者には思われる．

このような意味で，歴史事実の認識の方法としては，<妥協>説の方がよりすぐれている，というのが現在筆者のもっている感じである．しかしこの<妥協>説にも問題がないわけではない．И. Смирнов のいうように，<妥協>説はその成立の由来からして，本来**折衷論**としての性格をもっており(3)，歴史事象の本質に迫らなければならない研究者に中途でその努力を放棄する口実を与える恐れがある．現に，この時代の問題を取扱った個々の論文のなかには，意地悪くみると，対象の合理的説明の困難を回避するために<妥協>説を利用し，そこに逃げこんでいる，と思われるものもないではない．今やソヴェト史学界で定説化している<妥協>説のこうした一面をみると，И. Смирнов が試みている一元的な説明への努力も，それなりにかなりの積極的な存在理由をもっているといわなければならない．しかしИ. Смирнов の方法は，上にみたように，それ自体複雑な内容をもつ歴史事象をあまりに単純化してしまう危険性があり，この点で，<妥協>説は，研究対象のもつ豊富な内容を明かにする上でより有効である．

しかし，そのためには<妥協>説自体，бояре と дворяне との<妥協>といったその当初の狭い枠を越えて，自らをより柔軟なものにする必要があり，そしてこのことは，<妥協>説そのものの性格からいって必ずしも不可能なことではないと思われる．例えば，50年代の改革期を<боярство と духовенство と дворянство の妥協の時代>とした Г. В. Плеханов の構想(4)が，こうした点ですでに一つの示唆を与えているばかりでなく，現に最近の研究者，例えば А. А. Зимин には明かに，<妥協>の内容をより複雑なものとみることによって，<妥協>説そのものを修正・強化しようとする努力がうかがわれる．もっとも Зимин などにあっては，<妥協>説という枠の存在がすでに

（1） <История СССР>, 1960, № 4, стр. 175
（2） V. Leontovitsch, Die Rechtsumwälzung unter Iwan dem Schrecklichen und die Ideologie der russischen Selbstherrschaft, Stuttgart, 1947
（3） И. Смирнов, Указ. соч., стр. 139 и сл. 特に стр. 143-5 を参照.
（4） Г. В. Плеханов, История русской общественной мысли, кн. I. Соч., т. XX, 1925, стр. 183-4

研究者にとってかえって桎梏化しているとみるべきも面も客観的には現れているのであって，＜妥協＞説の修正・補強によるその内容の豊富化が，結局＜妥協＞説そのものの放棄を強いるならば，その際には改めて，より新しい，より客観的な構図が考えられなければならないであろうことはいうまでもない．

〔附記〕 本稿は文部省の科学研究費による研究成果の一部である。

CHARACTER OF THE REFORMS UNDER THE REIGN OF IVAN IV.

On the interpretations of Article 85 of the Sudebnik (1550)

Shigeto TORIYAMA

In Soviet historiography, the dominant view on the refoms under the reign of Ivan IV in the fifth decade of the 16th century is, as a rule, to regard those reforms asa "compromise" between the *bojarstvo* and the *dvorjanstvo*. I. I. Smirnov, however, insists that the reforms were made exclusively for the sake of the *dvorjanstvo*(Chapter 1).

Among the explanations of Smirnov, his interpretation of the *Sudebnik*, especially that of Article 85, has caused not a few disputes. In this connection, B. A. Romanov, on behalf of the "compromise" theory, criticized Smirnov's view in detail (Chapter 2).

The author, therefore, summarized Smirnov's interpretation of Article 85 (Chapter 3), and Romanov's criticism of Smirnov as well (Chapter 4).

Romanov, on the basis of his analysis of the *prigovor* of May 11th, 1551, emphasized the"socio-political" intentions of Article 85 (Chapter 5). Over against those views of Romanov, Smirnov himself insistantly defended his own interpretaion (Chapter 6).

After examining those different opinions, the present author came to some conclusions (chapter 7) ; the following are the main points of them.

(1) With reference to the interprepations of the most disputed points, i. e. § 3 and § 7 (cf. *Slavic Studies*, No. 5, p. 27), the author thinks that Romanov was in the right as to § 3 ; as to § 7, however, the author agrees with Smirnov's interpretaion.

(2) With regard to the interpretations of Article 85, it should be emphasized that the main aim of the legislators was to regulate the disputes, caused by the the mobilization of estates, among the big propreators. To this point, neither Smirnov nor Romanov paid enough attention.

(3) In the legislation concerning the estates in the fifth decade of the 16th century, there can be seen conciliatory attitudes in favor of the *dukhovenstvo*, and also secondary intentions to create *pomestja* as well. In this connection, Romanov did

not estimate those facts properly.

(4) Smirnov takes it for granted that the purchasers of *votchiny* were mainly *dvorjane;* this, however, can not be proved satisfactorily.

(5) Smirnov insists that the main aim of of the policy concerning the landed property in the fifties of the 16th century was to revoke the results of the forgoing policy of the *bojarstvo*-government. However, the policy under the rule of *bojarstvo*, in general, did not pursue only the interest of that class.

(6) Smirnov is apt to explain the complicated process of the political development from the thirties to the fifties of the 16th century too simply and schematically.

(7) The "compromise" theory, as well, has an inclination to interpret the contents of the "compromise" too narrowly.